

サービス利用料金表

下記の料金表によって、利用者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費の給付額(全体の9割)を除いた金額と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。(利用者負担軽減措置が別途ございます) *1単位あたり10.6円での算出となっております。

【短期入所サービス費 (I)】(短期入所のみの利用の場合)

ご契約者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
サービス利用単位	509単位	509単位	583単位	648単位	784単位	923単位	
サービス利用金額	5,395円	5,395円	6,179円	6,868円	8,310円	9,783円	
自己負担額(定率負担)	540円	540円	618円	687円	831円	979円	
加算 (※利用者の状況や職員体制により右記の加算が算出されます。)	食事提供体制加算(48単位/日) 栄養士配置加算(22単位/日) 短期利用加算(30単位/日) 送迎加算(186単位/日) 利用者負担上限管理加算(150単位/月) 福祉・介護職員等処遇改善加算(合計単位数に15.9%を乗じて計算されます)						
	所得区分	一般2		一般1(所得割16万円未満) 低所得 生活保護		加算自己負担分	
	朝食	530円		400円			
	昼食	750円		560円			
食事に係る自己負担額	夕食		750円		560円		51円
光熱水費	226円						
ご負担合計(一般2の場合)	2,796円	2,796円	2,874円	2,943円	3,087円	3,235円	

※実際はサービス利用単位に各加算分が上乗せされて計算されます。

※福祉・介護職員等処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の159が加算されます。

【短期入所サービス費(II)】(短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合)

ご契約者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
サービス利用単位	173単位	173単位	240単位	318単位	527単位	602単位	
サービス利用金額	1,833円	1,833円	2,544円	3,370円	5,586円	6,381円	
自己負担額(定率負担)	184円	184円	255円	337円	559円	639円	
加算 (右の加算が算定されます)	食事提供体制加算(48単位/日) 栄養士配置加算(22単位/日) 短期利用加算(30単位/日) 送迎加算(186単位/日) 利用者負担上限管理加算(150単位/月) 福祉・介護職員等処遇改善加算(合計単位数に15.9%を乗じて計算されます)						
	所得区分	一般2		一般1(所得割16万円未満) 低所得 生活保護		加算自己負担分	
	朝食	530円		400円			
	昼食	750円		560円			
食事に係る自己負担額	夕食		750円		560円		51円
光熱水費	226円						
ご負担合計(一般の場合)	2,440円	2,440円	2,511円	2,593円	2,815円	2,895円	

※実際はサービス利用単位に各加算分が上乗せされて計算されます。

※福祉・介護職員等処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の159が加算されます。

【短期入所サービスにおける加算】

加算名称	内容	単位数
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、食事を提供した場合	48単位/日
栄養士配置加算	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合	22単位/日
短期利用加算	利用開始から30日以内の期間について加算	30単位/日
送迎加算	利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行った場合	186単位/回
緊急短期入所受入加算	利用開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡があった場合(入所した日から起算して7日を限度やむを得ない場合は14日)	180単位/日
福祉・介護職員等処遇改善加算	合計単位数に1000分の159(15.9%)を乗じた単位数を加算	

(2) 給付対象とならないサービス

サービス内容	利用料金
① 協力医療機関及び近隣医療機関を除く通院・外出時等の移送	実走1Kmまで50円
② 外出時の駐車場・有料道路等の費用	実費
③ 理美容	実費
④ 行事・クラブ活動	材料費の実費
⑤ 買い物代行(立替購入)	購入金額
⑥ オムツ	紙オムツ、紙パンツ 100円/枚 パッド 30円/枚
⑦ 複写物の交付	1枚 10円 (A3は1枚 20円)
⑧ 支払証明書	1枚 1,100円
⑨ 診療・薬剤・その他治療に要する費用	医療保険本人負担額
⑩ レンタルテレビ	1日 100円
⑪ 特別な食事	実費
⑫ 食事キャンセル料(最大2日間分)	食費代実費
⑬ 写真代	1枚 30円

- ※ 費用負担が発生する行事及びクラブ等への参加は、ご契約者への意思確認のうえご参加頂きます。ご契約者本人の意思確認が困難な場合は、ご家族や代理人等へ確認し同意のうえ実施します。
- ※ 社会情勢等やむを得ない事由がある場合、ご利用額を変更することがあります。変更の際は、事前に変更内容及びその事由について、変更を行う1ヵ月前までにご契約者及びご家族や代理人等にご説明します。

〔サービス利用の取り消し(キャンセル)について〕

☆サービス利用の取り消し及び、食事のキャンセルをする場合はサービス利用日の2日前の17時までに当事業所に申し出て下さい。所定時間以降のお申し出の場合、キャンセルが出来ない為、下記の食費代(実費相当額)を徴収させていただきます。

	朝食	昼食	夕食
一般	530円	750円	750円

※体調不良・入院等その理由の如何は問いません。

<利用者負担の上限について>

[20歳以上の利用者の負担上限月額]

○1ヶ月あたりのサービス利用にかかる負担については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)(注2)	9,300円
	※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は除きます。(注3)	
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。